

## 産婦健康診査費の助成について

多可町では町内にお住まいの産婦さんに、産婦健康診査費用の助成を実施しています。出産後間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するための健診です。産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう。

### 【助成内容】

助成額 5,000円（上限）

### 【対象者】

産後8週以内の産婦さん（健診受診日において、多可町に住所があること）



### 【助成券の使い方】

- ☆ 産婦健康診査にかかる費用について助成します。  
（助成券が利用できない医療機関もあります）\*その際は、償還払いにて対応します（下記参照）
- ☆ 健康診査費が額面を超える場合は、超過金額は本人の負担になります。  
また、助成券のおつりは出ませんのでご注意ください。
- ☆ 複数回、産婦健康診査を受診される場合、1回あたりの費用が5,000円未満であれば助成券は使用せずに後日、償還払いの申請にて助成を行います。
- ☆ この助成券は、今回の出産に限り有効です。
- ☆ 産婦健康診査以外使用できません。  
（健康保険を適用して実施された検査、薬代等は対象外です）
- ☆ 助成券を紛失されても再発行はいたしません。

### 【注意事項など】

#### ★償還払い（払い戻し）申請について

兵庫県内の委託契約外の医療機関、県外（日本国内）で受診、または助成券を使用せずに受診した場合に行います。

下記①～④を持参のうえ、健康課（アスパル）までお越しください。

- ① 未使用の助成券
- ② 領収書(原本) ※ 診療明細書があればご持参ください
- ③ 印鑑
- ④ 振込先のわかる通帳等（受診者本人の口座、ゆうちょの場合は通帳のコピーをいただきます。）
- ⑤ 母子健康手帳

#### ★町外へ転出された場合

この助成券は使用できませんので、健康課まで返却してください。

転出先での助成については、直接、転出先の市町村にお問い合わせください。